



目 次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定（鳥獣対策課）	1
○高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正（建設管理課）	1
○高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正（ 〃 ）	1
○高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正（ 〃 ）	1
○平成29年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（ 〃 ）	1
○平成29年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（ 〃 ）	3
公 告	
○争議行為の予告（雇用労働政策課）	4
○建設業法による処分（2件）（建設管理課）	4
○平成29年二級建築士試験の実施（建築指導課）	5
○平成29年木造建築士試験の実施（ 〃 ）	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	6
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	6

告 示

高知県告示第161号
医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第

144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
平成29年3月14日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
メディカル薬局 四万十市具同2075-2 平29・2・1
渡川店

高知県告示第162号
平成28年5月高知県告示第280号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。
平成29年3月14日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般社団法人高知県猟友会
 - 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
高知市上町二丁目7番2号
 - 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
高橋 徹
 - 4 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（捕獲従事者の追加）
 - 5 認定年月日
平成29年2月27日

高知県告示第163号
高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成16年8月高知県告示第543号）の一部を次のように改正する。
平成29年3月14日

高知県知事 尾崎 正直
第4条中「高知県土木部建設管理課内」を「高知県土木部土木政策課内」に改める。

附 則
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

高知県告示第164号
高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱（平成18年12月高知県告示第771号）の一部を次のように改正する。
平成29年3月14日

高知県知事 尾崎 正直
第5条中「高知県土木部建設管理課内」を「高知県土木部土木

政策課内」に改める。

附 則
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

高知県告示第165号
高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱（平成18年12月高知県告示第772号）の一部を次のように改正する。
平成29年3月14日

高知県知事 尾崎 正直
第5条中「高知県土木部建設管理課内」を「高知県土木部土木政策課内」に改める。

附 則
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

高知県告示第166号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。
平成29年3月14日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。
 - ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
 - イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。
 - ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取

<p>引を停止されている者</p> <p>エ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者</p> <p>カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者</p> <p>(ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>(イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）</p> <p>(ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの</p> <p>(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの</p> <p>(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの</p> <p>(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</p> <p>キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がある者に限る。）</p> <p>(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条</p> <p>(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条</p>	<p>(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。</p> <p>ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの</p> <p>イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合</p> <p>ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合</p> <p>エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合</p> <p>オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語</p> <p>申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出</p> <p>申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し</p>	<p>知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査</p> <p>次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間</p> <p>資格者登録名簿に登録された日から平成30年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続</p> <p>(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成30年3月中に平成30年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他</p> <p>平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年9月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年9月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年9月高知県告示第525号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第163号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争</p>
--	---	---

入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第798号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年12月高知県告示第678号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第164号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成28年3月高知県告示第137号（平成28年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成30年3月31日までとする。

高知県告示第167号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約（同令第2条第3号に規定する特定役務のうち同号に規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。）に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成29年3月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等業務）（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者

イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者）については、当該従たる営業所を管轄する県税事務所の課した県

税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けていない者

エ 土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けていない者

オ 建築関係コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けていない者

カ 地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けていない者

キ 補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の登録を受けていない者

ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあつては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けていない者

ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

コ 破産者で復権を得ないもの

サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

シ 次のいずれれかに該当するものとして知事が認める者

(ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(ウ) 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの

(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の

団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合

カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

2 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定め

る様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。

- 3 申請書等に使用する言語
申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 4 申請書の変更の届出
申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。
 - (1) 営業所の名称又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項
- 5 資格の取消し
知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
 - (1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
 - (3) その資格を辞退したとき。
- 6 資格の再審査
次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。
 - (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
 - (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者
- 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
 - (1) 資格の有効期間
資格者登録名簿に登録された日から平成30年3月31日までとする。
 - (2) 資格の有効期間の更新手続
(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成30年3月中に平成30年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

- 8 その他
平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第165号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成28年3月高知県告示第138号（平成28年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成30年3月31日までとする。

公 告

平成29年3月1日付けをもって西日本NTT関連労働組合執行委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

- 平成29年3月1日（掲示済）
高知県知事 尾崎 正直
- 1 事件
 - (1) 賃上げ要求について
 - (2) その他要求について
 - 2 日時
平成29年3月15日
 - 3 場所
高知県 株式会社NTTフィールドテクノ
 - 4 争議行為の概要
要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を行使する。

~~~~~

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年3月14日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日  
平成29年3月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
有限会社吉本建設  
代表取締役 吉本 正豊  
高知市春野町芳原1352番11  
高知県知事許可（般）第183号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業の営業の全部
  - (2) 営業の停止の期間  
平成29年3月15日から同月17日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社吉本建設及び同社の代表取締役吉本正豊は、平成28年9月30日、建設廃材を敷地内において焼却した。このことにより、平成29年1月10日付けで高知簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に違反するとして、同社に対する罰金100万円の略式命令及び同人に対する罰金50万円の略式命令がなされ、同月26日にそれぞれの刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

~~~~~

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
平成29年3月14日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成29年2月21日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社建築企画曾我
代表取締役 曾我 真二
高知市神田2607番地70
高知県知事許可（般-27）第7485号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）の取消し

<p>4 処分の原因となった事実 株式会社建築企画曾我の取締役は、暴行で、罰金10万円の略 命令を受け、これが確定している（確定日：平成26年3月28 日）ことが判明した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当す る。</p> <p>~~~~~</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成 29年二級建築士試験を次のとおり行う。 なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規 定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教 育普及センターに行わせる。 平成29年3月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 受験資格 受験資格を有する者は、平成29年7月1日において建築士法 第15条各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>2 受験の申込み手続等 (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みについては、平成16年以 降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申 込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をし ている者に限り行うことができる。 ア 受験申込みの受付期間及び受付時間 (ア) 受付期間 平成29年4月10日（月）から同月17日（月）まで (イ) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日 の午後4時まで イ 受験申込みの方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームペー ジ（http://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項 を入力して申し込むこと。 (2) 受験申込書による受験申込み ア 受験申込書の配布 (ア) 郵送による配布 a 配布請求の方法 (a) インターネットによる配布請求 公益財団法人建築技術教育普及センターのホーム ページ（http://www.jaeic.or.jp/）において、必 要な事項を入力して申し込むこと。 (b) ファクシミリによる配布請求 公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申 込書配布係（ファクシミリ番号042-628-3550）</p>	<p>に、送付先の住所、氏名及び電話番号を明記して申 し込むこと。</p> <p>b 配布請求の受付期間及び受付時間 (a) 受付期間 平成29年3月27日（月）から同年4月7日（金） まで (b) 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する 日の午後5時まで (イ) 直接配布による配布 a 配布期間 平成29年3月31日（金）から同年4月24日（月）ま で b 配布場所 高知市本町一丁目3番20号 カーニープレイス高知 本町3階 公益社団法人高知県建築士会</p> <p>イ 受験申込み (ア) 郵送による受験申込み 郵送による受験申込みについては、平成28年以前に二 級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、当該平 成28年以前の受験に係る二級建築士試験の受験票若しく は可否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申 込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先 の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限 り行うことができる。 a 受験申込みの受付期間 平成29年4月3日（月）から同月17日までとし、 受付を終了する日の消印のあるものまで受け付け る。 b 受験申込書の送付先 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パー クビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本 部 c 受験申込書の送付方法 簡易書留で郵送すること。 (イ) 直接提出による受験申込み a 受験申込みの受付期間及び受付時間 平成29年4月20日（木）から同月24日までの午前10 時から午後5時まで b 受験申込書の提出先 高知市本町一丁目3番20号 カーニープレイス高知 本町3階 公益社団法人高知県建築士会</p> <p>3 試験の日時及び場所 (1) 試験の日時 ア 学科の試験</p>	<p>平成29年7月2日（日）午前10時から午後5時10分まで イ 設計製図の試験 平成29年9月10日（日）午前11時から午後4時まで (2) 試験の場所 高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校</p> <p>4 受験手数料 16,900円</p> <p>5 合格者の発表及び可否の通知 (1) 合格者の発表日 ア 学科の試験の合格者 平成29年8月22日（火）（予定） イ 設計製図の試験の合格者 平成29年12月7日（木）（予定） (2) 可否の通知 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合 否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試 験の成績を併せて通知する。</p> <p>6 その他 (1) 設計製図の試験の課題は、平成29年6月7日（水）（予 定）から公益財団法人建築技術教育普及センター各支部及び 公益社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するほか、公益 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ （http://www.jaeic.or.jp/）に掲載するとともに、学科の 試験の場所においても掲示する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を 希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出る こと。</p> <p>~~~~~</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成 29年木造建築士試験を次のとおり行う。 なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規 定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教 育普及センターに行わせる。 平成29年3月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 受験資格 受験資格を有する者は、平成29年7月22日において建築士法 第15条各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>2 受験の申込み手続等 (1) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みについては、平成16年以 降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申 込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をし ている者に限り行うことができる。</p>
---	--	---

ア 受験申込みの受付期間及び受付時間
 (ア) 受付期間
 平成29年4月10日（月）から同月17日（月）まで
 (イ) 受付時間
 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法
 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受験申込書による受験申込み
 ア 受験申込書の配布
 (ア) 郵送による配布
 a 配布請求の方法
 (a) インターネットによる配布請求
 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項を入力して申し込むこと。
 (b) ファクシミリによる配布請求
 公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係（ファクシミリ番号042-628-3550）に、送付先の住所、氏名及び電話番号を明記して申し込むこと。
 b 配布請求の受付期間及び受付時間
 (a) 受付期間
 平成29年3月27日（月）から同年4月7日（金）まで
 (b) 受付時間
 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後5時まで
 (イ) 直接配布による配布
 a 配布期間
 平成29年3月31日（金）から同年4月24日（月）まで
 b 配布場所
 高知市本町一丁目3番20号 カーニープレイス高知本町3階 公益社団法人高知県建築士会

イ 受験申込み
 (ア) 郵送による受験申込み
 郵送による受験申込みについては、平成28年以前に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、当該平成28年以前の受験に係る木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限

り行うことができる。

a 受験申込みの受付期間
 平成29年4月3日（月）から同月17日までとし、受付を終了する日の消印のあるものまで受け付ける。

b 受験申込書の送付先
 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

c 受験申込書の送付方法
 簡易書留で郵送すること。

(イ) 直接提出による受験申込み
 a 受験申込みの受付期間及び受付時間
 平成29年4月20日（木）から同月24日までの午前10時から午後5時まで
 b 受験申込書の提出先
 高知市本町一丁目3番20号 カーニープレイス高知本町3階 公益社団法人高知県建築士会

3 試験の日時及び場所
 (1) 試験の日時
 ア 学科の試験
 平成29年7月23日（日）午前10時から午後5時10分まで
 イ 設計製図の試験
 平成29年10月8日（日）午前11時から午後4時まで
 (2) 試験の場所
 高知市棧橋通四丁目15番68号 高知職業能力開発促進センターポリテクセンター高知

4 受験手数料
 16,900円

5 合格者の発表及び合否の通知
 (1) 合格者の発表日
 ア 学科の試験の合格者
 平成29年9月5日（火）（予定）
 イ 設計製図の試験の合格者
 平成29年12月7日（木）（予定）
 (2) 合否の通知
 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

6 その他
 (1) 設計製図の試験の課題は、平成29年6月7日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター各支部及び公益社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.or.jp/）に掲載するとともに、学科の

試験の場所においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成29年3月14日
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第7号
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
 職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 第5条第1項の表警察の項3種の欄に「取調べ監督室長」を削る。

附 則
 この規則は、平成29年3月21日から施行する。

~~~~~

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成29年3月14日  
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第8号**  
**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**  
 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第1項に次の1号を加える。  
 (23) 公益財団法人高知県体育協会

**附 則**  
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。